

第 12 回食品輸出入検査・証明システム部会

日 時：2003 年 12 月 1 日（月）～2003 年 12 月 5 日（金）
 場 所：オーストラリア（ブリスベン）

仮 議 題

項目	題 目	確認文書
1	議題の採択	CX/FICS 03/1
2	総会及び他の部会からの報告	CX/FICS 03/2
3	食品の緊急事態における情報交換のためのガイドライン ステップ 3 におけるコメント	CX/FICS 03/3 CX/FICS 03/1-Add. 1
4	食品検査・証明システムにおけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング コメント	CX/FICS 03/4 CX/FICS 03/4-Add. 1
5	食品検査・証明システムに係る技術的規定の同等性評価 コメント	CX/FICS 03/5 CX/FICS 03/5-Add. 1
6	その他の業務、今後の活動	
7	次回日程	
8	議事録の承認	

codex alimentarius commission



FOOD AND AGRICULTURE
ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS

WORLD
HEALTH
ORGANIZATION



JOINT OFFICE: Viale delle Terme di Caracalla 00100 ROME Tel: 39 06 57051 www.codexalimentarius.net Email: codex@fao.org Facsimile: 39 06 5705 4593

Agenda Item 1

CX/FICS 03/1
June 2003

JOINT FAO/WHO FOOD STANDARDS PROGRAMME

CODEX COMMITTEE ON FOOD IMPORT AND EXPORT INSPECTION AND CERTIFICATION SYSTEMS

Twelfth Session

Brisbane, Australia, 1 – 5 December 2003

*To be held at the Hilton Brisbane, Brisbane, Queensland, Australia,
from Monday, 1 December at 10:00 to Friday 5 December 2003*

PROVISIONAL AGENDA

Agenda Item	Subject Matter	Document Identification
1.	Adoption of the Agenda	CX/FICS 03/1
2.	Matters Referred from the Codex Alimentarius Commission and Other Codex Committees	CX/FICS 03/2
3.	Proposed Draft Revision to the Codex Guidelines for the Exchange of Information in Food Control Emergency Situations	CX/FICS 03/3
	- Comments at Step 3	CX/FICS 03/3-Add. 1
4.	Discussion Paper on Traceability/Product Tracing in the Context of Food Import and Export Inspection and Certification Systems	CX/FICS 03/4
	- Comments	CX/FICS 03/4-Add.1
5.	Discussion Paper on the Judgement of Equivalence of Technical Regulations Associated with Food Inspection and Certification Systems	CX/FICS 03/5
	- Comments	CX/FICS 03/5-Add. 1
6.	Other Business and Future Work	
7.	Date and Place of Next Session	
8.	Adoption of the Report	

For reasons of economy, this document is produced in a limited number of copies. Delegates and observers are kindly requested to bring it to the meetings and to refrain from asking for additional copies, unless strictly indispensable.
Most Codex meeting documents are available on Internet at www.codexalimentarius.net

NOTES ON THE PROVISIONAL AGENDA

Agenda Item 1 – Adoption of the Agenda (CX/FICS 03/1): The Committee will be invited to adopt the Provisional Agenda as the Agenda for the Session.

Agenda Item 2 – Matters Referred from the Codex Alimentarius Commission and Other Codex Committees (CX/FICS 03/2): The document is an information paper prepared by the Codex Secretariat concerning matters referred and/or of interest from the Codex Alimentarius Commission and other Codex Committees.

Agenda Item 3 – Proposed Draft Revision to the Codex Guidelines for the Exchange of Information in Food Control Emergency Situations (CX/FICS 03/3): The 11th CCFICS returned the proposed draft Revision to the Codex Guidelines for the Exchange of Information in Food Control Emergency Situations to Step 2 for revision by the drafting group led by Australia (ALINORM 03/30A, para. 39). Comments submitted at Step 3 in response to CX/FICS 03/3 are presented in document CX/FICS 03/3-Add. 1.

Agenda Item 4 – Discussion Paper on Traceability/Product Tracing in the Context of Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CX/FICS 03/4): The 11th CCFICS decided to reconvene the Working Group on Traceability led by Switzerland to determine the current adequacy and applicability of CCFICS texts related to traceability / product tracing and to complete the mandate assigned by the 10th CCFICS. The Working Group should prepare a discussion paper with a complete analysis of the issues involved for circulation, additional comments and further consideration at its next Session (ALINORM 03/30A, paras. 52-53). Comments submitted in response to CX/FICS 03/4 are presented in document CX/FICS 03/4-Add. 1.

Agenda Item 5 – Discussion Paper on the Judgement of Equivalence of Technical Regulations Associated with Food Inspection and Certification Systems (CX/FICS 03/5): The 11th CCFICS decided that a drafting group led by Australia would revise the Discussion Paper on the Judgement of Equivalence of Technical Regulations Associated with Food Inspection and Certification Systems for circulation, comment and further consideration at its next meeting (ALINORM 03/30A, para. 45). Comments submitted in response to CX/FICS 03/5 are presented in document CX/FICS 03/5-Add 1.

Agenda Item 6 – Other Business and Future Work: Other business and proposals for future work will be considered.

Agenda Item 7 – Date and Place of Next Session: The Chairperson will propose the tentative date and place of the next meeting, subject to discussions by the Codex and Australian Secretariats.

Agenda Item 8 – Adoption of the Report: the Committee shall adopt a report of its 12th Session based on a draft provided by the Secretariat.

**食品輸出入検査認証の文脈におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング
に関する討議文書（要旨）
(第 12 回食品輸出入検査認証部会 (CCFICS) 議題 4 用討議資料)**

CCFICS におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関する今後の作業オプション

スイスにより用意された討議文書案の 2 つのオプション (①関係 CCFICS 文書の改正、②トレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関する横断的原則の作成) について議論されたが、いくつかの国からより幅広いオプションを提示すべきとの意見が表明されたため、WG として別紙のようなオプションを作成した。

このオプションは、例示的なものであり、他のオプションもありうるし、相互に排他的なものでなく、その組み合わせ等もありうる。また、それぞれのオプションにつき、次のようなモダリティを考慮すべきとの提案もあった。すなわち、対象（コーデックス内部向けか、各国政府向けか）及び目的（食品安全のみか、食品安全以外のみか、双方か）についてのオプションである。

第 12 回 CCFICS に対する勧告

- 1 第 2 回 WG の議論に基づき、WG は、以下のとおり勧告する。
 - CCFICS は、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関してとるべき更なるステップの決定のベースとして、この討議文書に示されたオプションを検討すべきである。
 - コーデックス加盟国及び国際的オブザーバーは、第 12 回 CCFICS における検討のため、望ましいと考えるオプション等についてのコメントを提出すべきである。
- 2 CCFICS におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの実際の適用、範囲等についての共通理解がないことが明らかになったことから、WG は、更に以下のとおり勧告する。
 - CCFICS は、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関する共通の理解を促進し、メカニズムの検討ができるよう、そのマンデート内でのトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用、範囲についての議論を奨励すべきである。このため、CCFICS は、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用の経験を有するメンバーに、その経験を他のメンバーと共有できるように求めるべきである。
- 3 CCFICS は、引き続き関連のコーデックス委員会におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用、範囲等の議論の結果を考慮に入れるべきである。

(別紙)

オプション1：作業中止

オプション1A:CCFICS内のトレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関する作業を継続しないという決定をする。既存のCCFICSの文書は、現状のまま(改正せず)。

オプション1B:CCFICSは、他の部会(特に一般原則部会)からの更なるガイダンスを待ち、適当であれば、後の段階で更なる行動を決定する。

オプション2：(1ないしそれ以上の)関連CCFICS文書の改正

オプション2A:トレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関するレファレンスを強化するために、特定の既存CCFICS文書を改正する。

オプション2B:CCFICS内のトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用に関する水平的原則／ガイドラインを含むよう、食品輸出入検査認証の一般原則(CAC/GL20-1995)を改正する。

オプション3：新規作業

オプション3A:CCFICS内の「トレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用に関する原則」を含む新たな水平的文書を作成する。

オプション3B:CCFICS内の「トレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用に関するガイドライン」を含む新たな水平的文書を作成する。

オプション3C:CCFICS内の「トレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用に関する原則及びガイドライン」を含む新たな水平的文書を作成する。

オプション3D:水平的「原則」を含む文書と「ガイドライン」を含む文書の2つの文書を作成する。2文書は、並行して又は連続して作成されうる。

オプション3E:ケースバイケースで輸入国及び輸出国によって使用されうる基準をリストアップした参考文書を作成する。

オプション4：その他

オプション4A:オプション2Bと3Bの組み合わせ(CCFICS内のトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの適用に関する水平的原則／ガイドラインを含むよう食品輸出入検査認証の一般原則(CAC/GL20-1995)を改正し、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングの実際の適用のためのガイドラインを含む水平的文書を付属書としてまたは別文書として作成する)

食品の特性に応じたトレーサビリティの導入

【トレーサビリティの必要性】

- ・食品に由来する危害要因の多様化(0157、ダイオキシン、残留農薬…)
- ・BSE問題、食品の偽装表示による安全性への不信感
- ・食品流通の広域化・サービスの高度化により、食品事故等の原因究明が困難化
- ・消費者の疑問(誰が、どこで、どのように作ったか)への対応

【トレーサビリティとは?】

- ・生産・加工・流通等のフードチェーンの各段階で食品とその情報を追跡できること

【トレーサビリティのねらい】

- ・食品事故等が発生した場合の製品回収や原因究明の迅速化
- ・食品の安全性や品質・表示に対する消費者の信頼の確保

生産・流通等の特徴

青果物・米等

- ・流通過程で形態が変化、複数生産者の生産物が混ざるなど様々な流通形態が存在
- ・生産履歴等の整備が必要
- ・産地へのアクセス方法の一定の標準化が必要

加工食品等

- ・多種類の原材料を使用
- ・工場での工程管理、流通行程で加工・パッキング

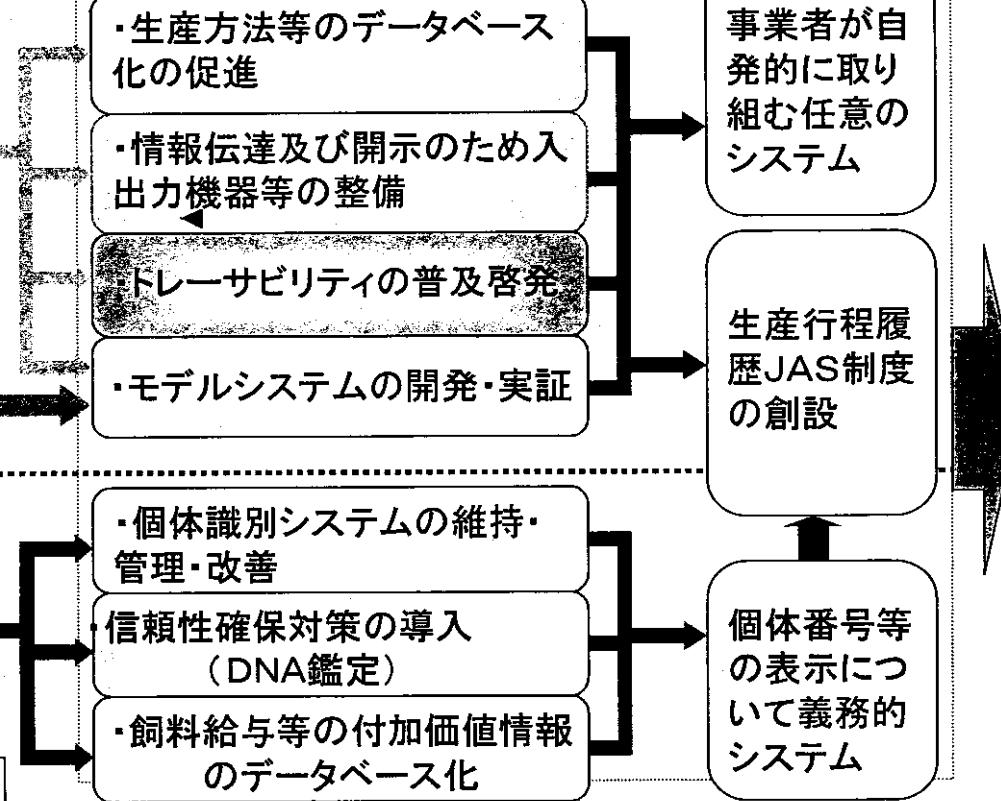
牛・肉

- ・1頭の肉が分割されて流通する
- ・全ての牛に個体番号を装着
- ・飼養履歴等について産地での個別の記帳が必要

トレーサビリティは導入しないが低価格で食品を提供する農業・食品産業

トレーサビリティは導入しないが契約栽培、産地等で高付加価値商品を提供する農業・食品産業

トレーサビリティ導入の支援策



「食卓」から「農場」へ顔の見える関係の構築

食品検査証明システムに係る技術的規定の同等性評価について (第 12 回食品輸出入検査認証部会 (CCFICS) 議題 5)

1 経緯

本議題においては、世界貿易機関 (WTO) の「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」に基づく食品の技術的な規定に関する同等性評価について、そのガイダンスの必要性も含めて議論を行っている。これまで、TBT 協定において規定されている 技術的な規定と適合性評価手続のそれぞれの同等性 (TBT 協定第 2.7 条、第 6.1 条) について議論されてきたが、今回も引き続きオーストラリアを中心とする起草グループにより作成された改訂案を討議文書として、さらに議論を深めることとなった。

なお、優先的に議論が進められていた「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)」の同等性に関して策定された「食品検査証明システムに係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」については、本年のコーデックス総会において採択されている。

※TBT 協定の食品における対象範囲としては、食品の衛生措置に関係しない食品の品質等に関する規格等（例えば、食品の品質表示等）があげられる。

2 主な論点

討議文書における論点の概要は以下のとおりである。

○技術的な規定に関する同等性 (TBT 協定第 2.7 条) とコーデックス

- ・技術的な規定の同等性評価の方法について、実用的なガイダンスを策定する必要性はあるか。
- ・技術的な規定の同等性の作業は、TBT 委員会の要求に基づいて行われるべきか。
- ・CCFICS の付託事項である食品の検査証明システムについて、技術的な規定が含まれる場合があるか。
- ・この場合、技術的な規定に対し同等性評価を有効に適用することができるか。
- ・技術的な規定の同等性評価の手順は、CCFICS の付託事項の範囲外である技術的な規定の明確化や協定上の目的と区別することができるか。

○適合性評価手続の同等性 (TBT 協定第 6.1 条) とコーデックス

- ・適合性評価手続の同等性評価について、実用的なガイダンスを策定する必要性はあるか。

- ・必要性が明白であるならば、TBT 協定の範囲内で適合性評価機関の能力の同等性を判断するコーデックス加盟国に対しガイダンスを与える際のそのガイダンスの役割は何か
- ・他の関連するコーデックス部会（例 CCMAS）又は他の関連する国際機関、例えば国際試験所認定協力（ILAC）、国際認定機関フォーラム（IAF）により十分に対応されているか。

○TBT 関連の貿易問題に対処する他のオプション

相互承認協定（TBT 協定第 6.3 条）等のオプション

CCFICS は次のような TBT 関連問題を扱うための貿易の促進に有効なものを策定する必要性を検討すべきである。

- ・CCFICS の付託事項の範囲内で、既存の作業とは重複しないもの
- ・一方向の承認、相互承認の形態、公式、非公式的な位置づけの仕組み

3 わが国の考え方（案）

WTO の TBT 協定に基づく食品の技術的な規定に関する同等性評価を、WTO の SPS 協定に基づく衛生措置と比較すると、食品の輸出入における検査証明システムにおける導入について未だ不明確であり、議論の余地があるため、同等性評価の必要性の有無について明確にすべきである。

(参考)

貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）（抜粋）

強制規格及び任意規格

第二条 強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用

2.7 加盟国は、他の加盟国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他の加盟国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他の加盟国の強制規格が自国の強制規格の目的を十分に達成することを当該加盟国が認めることを条件とする。

第六条 適合性評価の中央政府機関による承認

中央政府機関に関し、

6.1 6.3 及び 6.4 の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、他の加盟国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であっても、可能なときは、当該他の加盟国の適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合しているかどうかについて当該他の加盟国の適合性評価手続によって与えられる保証が自国の適合性評価手続によるものと同等であると当該加盟国が認めることを条件とする。特に、次の事項について、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることが認められる。

6.1.1 輸出加盟国の適合性評価の結果が継続的に信頼できるものであることについて確信が得られるような、輸出加盟国における適合性評価を行う関連する機関の十分かつ永続的な技術的能力。この点に関し、資格認定等により、国際標準化機関によって発表された関連する指針又は勧告の遵守が確認されていることが、十分な技術的能力を示すものとして考慮される。

6.1.2 輸出加盟国において指定される機関により提示された適合性評価の結果の受入れの限度

6.3 加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、それぞれの適合性評価手続の結果の相互承認のための合意をすることを目的として交渉するよう奨励される。加盟国は、その合意が 6.1 の基準を満たすことを要求し、及びその合意により関連する産品の貿易が促進される可能性を有していることを両加盟国が認めることを要求することができる。

食品の緊急事態における情報交換のためのガイドラインについて (第 12 回食品輸出入検査認証部会 (CCFICS) 議題 3)

1 経緯

本ガイドライン案は、食品由来の危害に係る緊急事態に対処するためのものであり、1999 年にベルギーで発生した鶏肉のダイオキシンによる汚染問題をきっかけに既存ガイドラインの改訂について検討がなされている。

2 改訂案の概要

○適用範囲

- ・担当部局が食品安全の緊急事態を察知し、緊急事態を取り巻く情報や危害のコミュニケーションをとらなければならない事態が発生した場合
- ・食品安全の危害が特定された場合、または、食品安全の危害は特定されていないが当該食品の消費と健康影響との間に関連が認められた場合
- ・当該食品が輸入食品、輸出食品、輸入又は輸出する可能性のある食品及び飼料に関する食品安全の緊急事態が発生した場合

ただし、上記の規定にかかわらず、通常の輸入時審査などにおける輸入国の基準に適合しない食品の違反情報については、適用されない。

○定義

食品安全緊急事態とは、「担当部局が、食品の消費に関連した消費者の健康に対する深刻な危害や脅威を確認し、その脅威が抑制やコントロールできないか、その程度が不明であり、緊急の行動が必要とされる状況」をいう。

○原則

食品安全緊急事態であることが確認されれば、各国政府間での情報交換に次の原則が適用される。

- ・担当部局は、可能な範囲内で、食品安全緊急事態の特質や程度を明確にし、完全に説明する。
- ・食品安全緊急事態における各国政府間での情報交換は、公的なコンタクトポイントを指定した担当部局間で行われる。
- ・食品安全緊急事態の状況を発見した国は、輸入国、輸出国に関わらず、遅滞なく、

影響を被る可能性のある全ての相手国に対して情報を提供する。

- ・全ての関係情報は、影響を被る可能性のある国々で情報に基づくリスク管理の決定を行うことができるよう共有される。
- ・担当部局は、全ての関係者に対し、関係すると考えられる明確な事実に基づいて、情報を適宜提供する。
- ・継続的に評価や緊急時対応を図ることができるよう、リスク分析（状況に応じた適切なリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の全ての段階において、情報の流れに透明性を確保し、情報交換が継続的に実施される。

さらに、各論として、上記原則に基づき、以下の事項を規定する。

- ・食品安全緊急事態の特質
- ・情報交換のための公的なコンタクトポイント
- ・影響を被る可能性のある貿易相手国への情報提供
- ・交換すべき情報（食品安全緊急事態における情報交換のための標準様式を提示）
- ・関係部局の役割
- ・情報の流れ
- ・他の関係者とのコミュニケーション
- ・情報交換のための他の考慮事項（緊急警告システム、FAO や WHO の役割等）

3 わが国の考え方（案）

本ガイドライン案は、食品流通のグローバル化が進む中で、国際間での食品に係る緊急事態に対処するための指針として大変重要かつ有意義なものであることから、実効性のあるガイドラインとなるよう、適宜提言する。